

▶ Agricultural, Forestry and Fisheries Law Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の農林水産法務プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。

当事務所では、2018年に、異なる強みを持つ弁護士4名及びアドバイザー1名の構成により、農林水産法務プラクティス・チームを立ち上げました。同チームでは、海外取引、海外進出（または撤退）支援、複雑な売買やライセンス等の知的財産に関わる契約のドラフト及びレビュー、公正取引委員会等の当局対応のほか、農林水産分野に関わる訴訟・仲裁、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めています。



地理的表示保護制度（前半）

| Page 1/3 |

2019年12月 No.AFFL_004

はじめに

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号。以下「GI法」という）に基づき農産物等の地理的表示保護制度（以下「GI制度」という）が導入されて4年が経過した。

その間、TPPの締結に伴う国内法の整備^[1]や日EU・EPAの発効を経て、GI制度は徐々に施行されており、GI制度は導入以来新たな局面を迎えている。

本レターでは、GI制度の概要、GI法の改正、日EU・EPAによる相互保護を概観する。なお、紙幅の関係上、2回に分けて述べる。

GI制度

1. 地理的表示とは

地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示、をいう^[2]。

例えば、「夕張メロン」^[3]と聞いたときに、その生産地は北海道夕張市で、また、オレンジ色でジューシーな果肉、甘い（糖度が高い）、特有の芳醇な香り、といった特質を想起することができる。このように、製品の名称から製品の生産地と特性を特定できる場合、生産地と結びついた商品名を「地理的表示」という。

地理的表示製品は、他の製品との差別化が図られ、一定のブランド価値を有することから、模倣品から保護する要請が高い。WTOのTRIPS協定^[4]においては、地理的表示は知的財産権の一つとして位置付けられており、諸外国でも100か国以上の国が地理的表示を保護している^[5]。我が国にも地域の様々な特性に由来する製品は数多く存在することから、ブランド価値の維持・向上の要請は高く、また、外国との経済連携が進展する中、海外から国内に流入する模倣品から地域の産品を保護する要請が高まってきた。このような状況を受け、2015年に我が国でも地理的表示を知的財産権として保護するGI制度が導入された。

2. GI制度の概要^[6]

(1) 登録

地域の生産者団体が、産品を、その名称、生産地、特性、生産の方法、品質基準等と併せて登録する。

GI制度の下では、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除き、①食用農林水産物、②飲食物品、③観賞用植物、工芸農作物などの非食用農林水産物、及び④飼料、精油などの飲食物品以外の加工品が保護される。

地理的表示の登録申請をするためには、生産者団体であることが必要であり、生産業者自身のみで登録申請をすることはできない。また、生産者団体は団体であれば足り、法人格を有することまでは求められないが、定款や約款等において構成員の加入の自由を定めることが必要である。

登録すると、産品の名称が特定農林水産物等登録簿に記載され、以後地理的表示としてGI法の保護を受けることができる^[7]。

[1] 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成28年法律第108号、平成30年法律第70号による題名改正がある。）

[2] 農林水産省食料産業局「地理的表示法について－特定農林水産物等の名称の保護に関する法律－」（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-191.pdf（2019年12月10日更新版））1頁

[3] 地理的表示産品情報発信サイト（<https://gi-act.maff.go.jp/register/entry/4.html>）夕張メロン（登録番号：4）

[4] 正式名称を“Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights”（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）付属書1C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）をいう。地理的表示（Geographical Indication）については同協定第3節に規定があり、地理的表示は、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示のことであり」（TRIPS協定第22条1）と定義されている。

[5] 農林水産省食料産業局・前掲注2・5頁

[6] 農林水産省食料産業局・前掲注2・2頁

[7] 登録費用として9万円の登録免許税が必要であるが、商標や特許とは異なり、一定の期間が経過したとしても、更新手続は不要である。

(2) 地理的表示とGIマークの使用

登録内容を満たす製品には、地理的表示とGIマーク（登録標章）を使用することができる。GIマークとは、GI法上登録された真正な地理的表示産品であることを証するもので、GIマークの使用により同種産品との差別化を図ることができる^[8]。



大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

(出典：農林水産省 Web サイト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/)

(3) 地理的表示の不正使用

地理的表示やGIマークの不正使用については、行政が取締りを行う。このため、生産者は、提訴する等の自己の経済的負担なく、製品のブランド価値を守ることが可能となる。例えば、登録内容を満たさない産品や登録を受けた団体の構成員でない者や団体の構成員であっても登録内容を満たさない構成員が地理的表示を使用した場合、農林水産大臣の命令により、不正使用者は表示の除去又は抹消をしなければならない。また、当該命令に違反した場合は、個人については5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科、法人については3億円以下の罰金が科される。

(4) 地理的表示は地域共有の財産

前記(1)のとおり、生産者団体については、構成員の加入の自由を認めることが義務付けられているため、地域の生産者は、新たに登録を受けた生産者団体の構成員となることで地理的表示を使用することができる。また、産品の名称とともに生産方法や品質基準が登録されることにより、産品の品質が統一化・維持される。このような仕組みを通じて、地理的表示は地域共有の財産として保護することが可能となっている。

3. 地理的表示の登録状況

2019年12月17日時点において、39都道府県の88産品とイタリアの1産品（プロシュット ディ パルマ）の計89品が登録されている^[9]。

4. 登録の効果^[10]

(1) GI登録産品の譲渡又は引渡しをする者、譲渡・引渡しのための展示や輸出入する者は、GI登録産品又はその包装、容器、広告、価格表、取引書類（電磁的方法により提供されるこれらを内容とする情報を含む。）に地理的表示を使用することができる。



(出典：農林水産省 Web サイト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html 加工して作成)

(2) 他方で、登録者以外の者による地理的表示の使用は、以下の場合を除き、類似表示等を含めて制限される。

- ① GI登録産品の加工品に地理的表示を使用する場合
例えば、「夕張メロン」を使用したジュースに「夕張メロンジュース」と表示する場合などである。
- ② GI登録日前に出願された商標（不正の目的を除く）が登録され、その商標として使用する場合
- ③ GI登録日前から不正の目的なく、GI登録産品と同様の名称を使用していた者は、原則として、登録日から7年間、同じ産品にその名称を使用することができる。なお、国内のGI登録産品の生産地と同一地域で生産されている先使用品については、GI登録産品との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、7年経過後もその名称を使用できる。

5. 類似制度としての地域団体商標制度

特定の地域のグループが食用農林水産物等のブランドを保護するための制度として、地名+商品名等を商標登録する「地域団体商標」がある。地域団体商標は、産品の名称を保護することにより、地域ブランドを保護するという点でGI制度と共通するが、産品の生産工程や品質基準について登録の必要はなく、地域団体の権利としてこれらを自由に設定でき、また、侵害に対してブランドを保護するためには、地域団体商標の権利者自らが損害賠償請求等の権利を行使する必要がある点で、GI制度とは異なる。

ブランド保護のニーズは産品によって区々であることから、いずれかを登録するか、又は、双方登録するかは、弁護士等の専門家の助言を仰ぐことが望ましい。

[8] http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/

[9] 農林水産省食料産業局・前掲注2・4頁

[10] 農林水産省食料産業局・前掲注2・12頁

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。
配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆責任者：弁護士 及川富美子

(<https://www.aplaw.jp/lawyers/fumiko-oikawa/>)

Author(s) / Contacts

弁護士 臼井 康博 (パートナー、東京弁護士会)



慶應義塾大学法学部法律学科 平成 16(2004) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 27(2015) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2007 年～)
種子・農薬メーカー出向 (2016 年～ 2017 年)
クールジャパン機構出向 (2017 年～ 2018 年)

E-mail: yasuhiro.usui@aplaw.jp

[> View Profile](#)

弁護士 宮塚 久 (パートナー、第二東京弁護士会)



京都大学法学部 平成 6(1994) 年卒業
西村あさひ法律事務所 (2007 年～ 2017 年)
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～)

E-mail: hisashi.miyatsuka@aplaw.jp

[> View Profile](#)

弁護士 藤本 豪 (パートナー、第二東京弁護士会、ニューヨーク州 / カリフォルニア州弁護士 (インアクティブ))



東京大学法学部 平成 7(1995) 年卒業
米国ペンシルベニア大学ロースクール (LL.M.) 平成 22(2010) 年卒業
上海盛沃律師事務所 (2012 年～ 2013 年) 北京市大成律師事務所 上海分所 (2013 年～ 2014 年)
西村あさひ法律事務所 (2014 年～ 2017 年)
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2017 年～)

E-mail: go.fujimoto@aplaw.jp

[> View Profile](#)

弁護士 及川 富美子 (パートナー、第一東京弁護士会、ニューヨーク州弁護士) [執筆責任者]



学習院大学法学部 平成 9(1997) 年卒業
同大学院 平成 12(2000) 年卒業
米国ミシガン大学ロースクール (LL.M.) 平成 25(2013) 年卒業
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (2003 年～)
Mayer Brown LLP (New York) (2013 年～ 2014 年)

E-mail: fumiko.oikawa@aplaw.jp

[> View Profile](#)

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティスチーム
弁護士 臼井 康博

Tel: 03-5501-2111 / E-mail: cpg_affl@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。